

速度取締り指針

速度取締り重点

重点路線	重点時間帯	区 域	規制速度
国道119号	7:00～12:00	相生町地内	40キロ
国道120号	10:00～16:00	中宮祠地内	40キロ
国道122号	10:00～17:00	細尾町地内	50キロ
県道日光今市線	9:00～12:00	所野地内	50キロ

※ 重点以外の路線、場所、時間帯であっても、取締りを実施します。

管内における交通事故実態



▼管内の人身事故の約80%が国道119号と国道120号と国道122号の3路線で発生している。

▼事故類型は車両同士の事故が約60%である。

▼午前6時から午後5時までの昼間の人身事故発生が約83%を占めている。

～令和7年下半年～

- 国道122号で普通乗用車同士の正面衝突による死亡事故が1件発生した。
- 人身事故のうち、高齢者が関係する事故は全体の約55%を占める。

その他の交通指導取締り要点

- 生徒・児童の安全確保のため、登下校時間帯のスクールゾーンにおける交通指導取締り(横断歩行者等妨害等違反・速度超過違反・携帯電話使用違反)を実施する。
- 駅周辺の市街地で飲酒運転取締り・検問を強化し、飲酒運転の根絶を図る。
- 横断歩道での歩行者優先の意識を浸透させるため、交通指導取締りを強化する。
- 自転車利用者に対する交通マナーの向上を図るため、駅周辺地区で交通指導取締りを強化する。
- 前方不注視の要因となる携帯電話使用等違反の取締りを強化する。